

# 独立行政法人産業医学総合研究所中期計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき平成13年4月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人産業医学総合研究所中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり、独立行政法人産業医学総合研究所中期計画を定める。

平成13年4月2日

独立行政法人産業医学総合研究所理事長 荒記 俊一

## 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 効率的な業務運営体制の確立

#### (1) 効率的な業務運営体制の確立

独立行政法人産業医学総合研究所（以下「研究所」という。）の組織体制は柔軟なものとし、この中期計画の遂行状況を踏まえて適宜見直しを行う。

#### (2) 内部進行管理の充実

ア 調査研究業務の効率的な推進を図るため、内部研究評価システムを活用して研究進捗状況等を把握し、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。

イ 定期に開催している部会に加え、所内イントラネット利用による相互通信機能を活用し、役員及び管理者による業務進捗状況管理を効率的に行う。

#### (3) 業務運営の効率化に伴う経費節減

ア 省資源、省エネルギーを推進し経費を節約するとともに、業務処理への情報通信技術の活用や定型業務の外部委託化等業務処理の効率化のための見直しを行い、経費の節減を図る。

イ 外部研究資金については、関係省庁、特殊法人、関係公益団体等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けて積極的な応募を行うとともに、研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等による自己収入の確保に努める。

ウ 上記ア及びイの措置を講じることにより、運営費交付金を充当して行う事業については、平成14年度以降の各事業年度について、平成13年度の運営費交付金額の少なくとも0.5%程度に相当する節減額を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算により適切な業務運営を行う。

### 2 効率的な研究施設・設備の利用

他の研究機関や大学等との研究協力と連携を図ることにより、研究施設・設備の共同利用を進め、研究資源の効率的な活用を図る。

## 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき事項

### 1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映

労働衛生分野における我が国の中核的研究拠点として社会から負託されている公共性の高い業務を適切に実施するため、労働現場のニーズを迅速かつ的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的とした会合を開催し、産業界代表者、衛生管理者、産業医等から助言や要望等を伺うとともに情報交換を行う。

### 2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施

労働現場のニーズ及び労働災害防止計画、科学技術基本計画等に示された行政ニーズを踏まえた社会的使命を果たすため、労働災害の発生状況、技術革新の進展の状況、産業構造の変化、国内外の関連する研究の動向等を考慮し、以下の業務を実施する。

#### (1) プロジェクト研究

中期目標において示されたプロジェクト研究を計画的に実施する。

なお、プロジェクト研究の実施期間については、それぞれの研究課題毎に次の期間を予定する。

#### ア 労働者の心身の健康度指標の開発

平成13年度～平成14年度(参考：平成12年度からの継続)

#### イ 作業環境におけるダイオキシン類ばく露の生体影響に関する研究

平成13年度～平成15年度(参考：平成12年度からの継続)

#### ウ 作業関連疾患・生活習慣病における職業因子の寄与に関する疫学的研究

平成15年度～平成17年度

#### エ 職業病・作業関連疾患発生状況に関する全国サーベイランス

平成17年度(参考：平成19年度まで継続予定)

#### オ 労働環境中における内分泌かく乱物質(いわゆる環境ホルモン)等の遺伝子レベルの健康影響評価法等に関する研究

平成13年度(参考：平成11年度からの継続)

#### カ フロン代替品に係わる労働衛生対策確立のための研究

平成13年度～平成14年度(参考：平成11年度からの継続)

#### キ 作業環境中の有害因子に対する感受性を決定する遺伝的素因に関する研究

平成16年度～平成17年度(参考：平成18年度まで継続予定)

#### ク 有害因子ばく露の低濃度化等の状況における生体影響指標の開発と健康管理

平成17年度(参考：平成19年度まで継続予定)

#### ケ 情報化職場の快適化に関わる労働衛生上の要件に関する研究

平成13年度～平成15年度

#### コ 筋骨格系障害予防のための疫学的及び労働生理学的研究

平成16年度～平成17年度(参考：平成18年度まで継続予定)

#### サ 高齢労働者の職業性ストレスに関する総合的研究

平成15年度～平成17年度

シ 有機溶剤等を取り扱う非定常作業の作業環境管理に関する調査研究

平成 13 年度～平成 16 年度

ス 労働環境における全身振動ばく露の計測と対策に関する研究

平成 14 年度～平成 16 年度

## (2) 基盤的研究

研究所の学術水準を継続的に充実・向上させるため、科学技術の進歩、国内外における職業性疾病、労働環境の変化等の動向を踏まえつつ、中期目標に示された研究領域において、研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究を、毎年度研究計画を作成して実施する。

## (3) 職業性疾病その他の労働者の健康障害等の原因の調査、有害因子へのばく露等の状況の究明及び対策の研究並びに災害調査技術の向上に関する研究

ア 行政から要請を受けたとき、又は調査・研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働者の健康障害の原因調査等を実施する。また、原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。

イ 厚生労働大臣から緊急の原因調査等の要請があった場合に、災害調査に迅速、的確に対応できるよう体制を整備する。

## (4) 労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定等への科学技術的貢献

行政機関、公的機関、国際機関等の要請に基づき、必要に応じて労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定等のための検討会議に研究所の役職員を参加させるとともに、研究所の研究成果を提供する。

## (5) 労働衛生に関する国内外の科学技術情報、資料等の調査

行政からの要請、又は研究所の判断に基づき、労働衛生に関する国内外の科学技術情報、資料等の調査を行い、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。

## 3 外部評価の実施及び評価結果の公表

プロジェクト研究に関する研究計画、研究の進展度、研究目標の達成度等を的確に評価し適切な研究業務を推進する観点から、外部の第三者による事前、中間又は事後評価を実施し、評価結果を研究管理・業務運営に反映させる。

また、外部評価の結果及びその研究への反映内容については、当該評価結果の報告を受けた日から 3 か月以内に研究所ホームページにおいて公表する。

## 4 成果の積極的な普及・活用

### (1) 学会発表等の促進

国内外で開催される学術集会等における研究員の発表及びIndustrial Health誌や他の学術雑誌等における論文発表数を増加させるための仕組みを構築することにより、学会発表及び論文発表を積極的に促進する。

## (2) インターネット等による研究成果情報の発信

ア 中期目標期間中における研究成果については、原則としてその全数についてデータベース化した上で研究所ホームページにおいて公開することにより、より多くの国民が利用可能なものとするとともに、広く研究所の業務に関する意見を求める。

イ 事業場における労働衛生の向上に資するため、研究成果の一般誌への寄稿を積極的に行う。

## (3) 国内の労働衛生研究の状況の把握及び労働衛生研究機関への情報の提供

研究機関、大学、関係団体等の学識経験者・有識者の協力を得て、国内の最新の労働衛生研究の状況を把握するとともに、研究所刊行物等を通じて労働衛生研究機関に対し有用な情報を提供する。

## (4) 講演会等の開催

研究成果の一般への普及を目的とした講演会を、産業医や職場における労働衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とし開催するとともに、一般公開日を設け、研究所の一般公開を実施し、主要な研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。

## (5) 知的財産の活用促進

特許権の取得を進めるとともに、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録、研究所のホームページ等の広報媒体への掲載を行うことにより、積極的な公表を行う。

## 5 国内外の労働衛生関係機関等との協力の推進

### (1) 労働衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献

国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、大学院生や他機関等に所属する研究員等を継続的に受け入れるための制度的基盤を整えるとともに、求めに応じて研究所職員による他機関等への協力・支援を行う。

### (2) 研究協力の促進

ア 流動研究員・客員研究員制度を有効に活用するとともに、大学等の研究者や客員研究員等との研究交流を促進する。

イ 国内外の労働衛生関係研究機関との「研究協力協定」を締結すること等により、毎年度10人程度の研究員の派遣又は受入れを行うとともに、研究情報の相互提供を促進する。

ウ 上記ア及びイの研究交流や研究協力を実施することにより、共同研究の実施環境を整え、全研究課題に占める共同研究の割合を5%以上とする。

## 第3 予算、収支計画及び資金計画

- 1 予算については、別紙1のとおり。
- 2 収支計画については、別紙2のとおり。
- 3 資金計画については、別紙3のとおり。

#### 第4 短期借入金の限度額

1 限度額 200百万円

2 想定される理由

- (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。
- (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な公務災害等の発生に伴う補償費の支払いなど、偶発的な出費に対応するため。

#### 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

#### 第6 剰余金の使途

- 1 職員の資質向上のための学会・研修集会への参加
- 2 職員の研究レベル向上のための研究機関との研究交流の推進
- 3 施設・設備を充実させるための補修、整備

#### 第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

- ア 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、公募による選考採用や若手育成型任期付任用についても配慮する。
- イ 業務運営の効率化、定型業務の外部委託化の推進により、人員の抑制を図る。

(2) 人員の指標

期末の常勤職員数を期初の96%とする。

(参考1) 職員の数

期初の常勤職員数 76名

期末の常勤職員数の見込み 73名

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費の総額見込み 3,488百万円

2 施設・設備に関する計画

産業医学総合研究所の業務である「労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究」の確実かつ円滑な遂行を図るため、施設の老朽化を勘案し、計画的な改修、更新等を進める。

(参考)

施設・設備の内容	予定額(単位：百万円)	財 源
構内通信システム改修	1,692	施設整備費 補助金
ガス配管改修		
空調自動制御機器改修		
低圧電源回路改修		
路盤改修(舗装等)		
エレベーター・クレーン改修		
照明器具改修		
給排気ファン改修		
ボイラー入替		

## 中期計画（平成13年度～平成17年度）の予算

（単位：百万円）

区 別	金 額			
	一般会計	特別会計	その他	計
収 入				
運営費交付金	2,312	5,057	0	7,369
施設整備費補助金	0	1,692	0	1,692
受託収入	0	0	335	335
その他収入	0	0	0	0
計	2,312	6,749	335	9,396
支 出				
人件費	1,979	2,190	0	4,169
一般管理費	102	755	0	857
業務経費	231	2,112	0	2,343
調査研究費	231	1,716	0	1,947
・一般研究費	221	557	0	778
・労働衛生重点研究推進協議会運営費	10	0	0	10
・重点研究領域特別研究費	0	1,112	0	1,112
・流動研究員等研究費	0	29	0	29
・海外研究機関交流費	0	18	0	18
電子計算機システム経費	0	243	0	243
産業医学総合研究企画推進費	0	4	0	4
研究機関情報化推進経費	0	124	0	124
労働災害原因究明調査費	0	25	0	25
施設費	0	1,692	0	1,692
受託経費	0	0	335	335
一般管理費	0	0	34	34
業務経費	0	0	301	301
計	2,312	6,749	335	9,396

## 〔人件費の見積り〕

期間中総額3,488百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

運営費交付金の算定ルールについては、別紙1-2のとおり。

## 運営費交付金の算定ルール

中期目標の期間（平成 13 年度～平成 17 年度）の運営費交付金の算定ルールについては、次のとおりとする。

## 1 平成 13 年度

業務の実施に要する費用を個々に見積り算出する。

## 2 平成 14 年度以降

次の算定式による。

$$\begin{aligned} \text{運営費交付金額} &= [\text{人件費} + \{ \text{業務経費} (R) + \text{一般管理費} (A) \} \times \quad ] \times \\ &\quad + \text{新規追加・拡充経費} (X) - \text{自己収入の額} (I) \\ \text{人件費} &= \text{基本給等} (B) + \text{退職手当} (S) \end{aligned}$$

B：基本給、諸手当、共済組合負担金等の人件費（退職手当を除く。）をいい、次式により算出する。

$$B = P_1 \times \quad \times \quad + P_2 \times \quad + P_3$$

$\left[ \begin{array}{l} B : \text{国負担分の基本給等} \\ P_1 : \text{前年度の基本給等中昇給及び給与改定の影響を受けるもの} \\ P_2 : \text{前年度の基本給等中給与改定の影響を受けるもの} \\ P_3 : \text{前年度の基本給等中昇給及び給与改定の影響を受けないもの} \\ \quad : \text{運営状況等を勘案した昇給原資率} \\ \quad : \text{運営状況等を勘案した給与改定率} \end{array} \right]$

S：当年度の退職予定者及び前年度以前の予定外退職者に対応した国負担分の退職手当額

A：管理部門に係る物件費（旅費、庁費、保険諸税及び各所修繕費の合計額）

R：業務に係る物件費（運営費交付金中人件費及び一般管理費以外の経費）

X：平成 14 年度以降新規追加・拡充された経費（中期目標期間を通じて、他の経費には分類しないものとする。）に係る当年度の所要額

I：運営費交付金を財源として実施する事務・事業から生じるであろう自己収入の見積り額

：効率化係数

：消費者物価指数

[注記] 1、及びについては、各年度の運営費交付金算定時に具体的な数値を定める。

2については、中期目標期間中において、平成 14 年度以降の新規追加・拡充部分を除き、平成 13 年度の運営費交付金の最低限 2% に相当する額を節減することになるよう、各事業年度毎に具体的な数値を定める。

3 中期計画期間全般にわたる予算の見積りに際しては、及びについては伸び率を 0 と推定し、については 0.995 と仮置きして算定した。

## 収支計画（平成13年度～平成17年度）

（単位：百万円）

区 別	金 額			
	一般会計	特別会計	その他	計
費用の部	2,828	4,839	335	8,002
經常費用	2,828	4,839	335	8,002
人件費	1,979	2,190	0	4,169
一般管理費	102	752	0	854
業務経費	225	1,259	0	1,484
調査研究費	225	864	0	1,089
・一般研究費	215	348	0	563
・労働衛生重点研究推進協議会運営費	10	0	0	10
・重点研究領域特別研究費	0	470	0	470
・流動研究員等研究費	0	29	0	29
・海外研究機関交流費	0	18	0	18
電子計算機システム経費	0	242	0	242
産業医学総合研究企画推進費	0	4	0	4
研究機関情報化推進経費	0	124	0	124
労働災害原因究明調査費	0	25	0	25
受託経費	0	0	335	335
減価償却費	522	638	0	1,160
その他の費用	0	0	0	0
収益の部	2,828	4,839	335	8,002
運営費交付金収益	2,306	4,201	0	6,507
受託収入	0	0	335	335
その他収入	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	2	308	0	310
資産見返物品受贈額戻入	520	330	0	850
純利益	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0

（注記）

当法人における退職手当については、役員退職金規程及び国家公務員退職手当法に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものを想定している。

## 資金計画(平成13年度～平成17年度)

(単位:百万円)

区 別	金 額			
	一般会計	特別会計	その他	計
資金支出	2,312	6,749	335	9,396
業務活動による支出	2,306	4,201	335	6,842
投資活動による支出	6	2,548	0	2,554
財務活動による支出	0	0	0	0
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	0
資金収入	2,312	6,749	335	9,396
業務活動による収入	2,312	5,057	335	7,704
運営費交付金による収入	2,312	5,057	0	7,369
受託収入	0	0	335	335
その他の収入	0	0	0	0
投資活動による収入	0	1,692	0	1,692
施設整備費補助金による収入	0	1,692	0	1,692
その他の収入	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0	0